【説明文書】

障害児通所支援事業所の従事者に係る優先接種

について

○　新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の重度障害者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があります。このような場合、障害児通所支援事業所の従事者も、こうした自宅療養を余儀なくされる患者等に直接接し、障害児通所支援サービスの提供等をすることが想定されます。

○　こうした状況を踏まえ、

・障害児通所支援事業所が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の患者及び濃厚接触者に直接接し、障害児通所支援サービスの提供等を行う意向を市町村に登録し、

・上記事業所の職員で、当該障害児通所支援サービスの提供等を行う意思を有する方

について、市町村が優先接種の対象に含むことができることとしています。

　（この欄は、必要に応じて活用してください）

私は、障害児通所支援事業所の従事者に係る優先接種の趣旨について十分な説明を受け、よく理解した上で、優先接種を希望します。

令和　　　年　　　月　　　日

（氏名）